

議会活性化特別委員会会議録

(令和4年4月15日)

愛 南 町 議 会

愛南町議会議会活性化特別委員会会議録

本日の会議 令和4年4月15日（金）
招集場所 議員協議会室

出席委員

| | | | |
|-----|---------|------|---------|
| 委員長 | 金 繁 典 子 | 副委員長 | 吉 田 茂 生 |
| 委員 | 尾 崎 恵 一 | 委員 | 嘉 喜 山 茂 |
| 委員 | 池 田 栄 次 | 委員 | 少 林 法 子 |
| 委員 | 石 川 秀 夫 | | |

欠席委員

なし

出席委員外議員

議 長 原 田 達 也

傍聴委員外議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長 本 多 幸 雄 局長補佐 小 松 一 恵

説明のため出席した者

なし

本日の委員会に付した案件

- (1) 調査研究事項1「議会基本条例に関すること」
議会基本条例前文及び第1章
- (2) その他

開 会 10時00分
閉 会 11時53分

○吉田副委員長 それでは定刻になりましたので、第3回議会活性化特別委員会を開催いたします。

まず最初に、委員長の御挨拶をよろしくお願いいたします。

○金繁委員長 皆様、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。先日、議会運営委員会の委員長から注意をいただきました。2月18日開催の特別委員会において、傍聴の委員外議員に発言を私のほうが許可してしまいました。委員会に諮らずに。ですので、これを自分の発言を含め不規則発言ということにさしていただいて、で、後でこの記録を調査の上、措置するというにしたいと思います。

それでは、今日の議題に入らせていただきます。

今日、前回中村健さん、早稲田大学のマニフェスト研究所事務局長と意見交換させていただいて、二元代表制について、それから議会、議員間で討議することの重要性などを話合いました。その結果、委員会から議会へ予算について議員間の討議をしましょうということで、これまでとは違った話合いの場が設けられたことは本当に喜ばしく思います。

前文と第1章が、そのときに解釈のほうは、条文の解釈のほうがつくれていませんでしたので、今日、その確認というか作成をしたいと思います。時間が1時間半でしたかね、最大、それを範囲内で、もし次の条文に入れそうだったら入ろうかなと思いますけどよろしいですかね。

そしたら、ちょっと私、自分の勉強も兼ねて、この前文と1章の1条、2条について、簡単なレジュメをつくったんですよ、今朝。すみません。先ほど入れてもらったんですが、議会活性化委員会のフォルダーを開けていただいてもよろしいでしょうか。

第3回、4月15日のフォルダーを開けていただくと、一番下に議会資料の4、議会基本条例条文解釈等というのが文書が入っております。であの以前、検討する範囲ごとに担当を決めてやろうかという話もあったかと思いますが、それについては具体的に踏み込んでなかったもので、取りあえず自分でやってみました。あくまで、これ、自分の勉強に簡単にまとめただけで間違いもあるかもしれませんし、それから、皆さん、ほかのことで、ほかの点に気づかれた点とかあると思います。なので、ぜひ、いろいろと御意見、皆さんの御意見をおっしゃってください。

そしたら前文から始めましょうか。読んでいただいたと思いますが、前文は4段に分かれておりまして、1段は愛南町は云々と、自然に恵まれた町であるという一段です。これは、5か町村合併して誕生した愛南町の背景、そして第2段、第3段、愛南町議会は町民から直接選ばれた議員によって構成され、町民のための町政の決定機関である。日本国憲法は、町長には執行権を、議会には議決権を与え、いわゆる二元代表に基づき、お互いその権限を均衡させ、それぞれの独断専行を抑制し、適正で効果的な行政運営を目指す地方自治の組織と運営を保障しているということで、ここについては、第2段、第3段は、日本国憲法に基づいて議員が町民から直接選挙で選ばれたこと。そして、議会は町民のための町政の意思決定機関であること。二元代表に基づき議決権を有する議会は、執行権と権限抑制の均衡の機能と役割を有していることを明らかにしているのではないかなと思ってそういうふうに書いてみました。法的な背景というか根拠が示されているのではないかと。そして4段目、すみません、文章第3段が、こも3と書いてしまってますが4の間違いですね。

第4段落は、活力あるまちづくりと、失礼、条文のほうを先に読みます。我々議員は、地方自治法に定められた規定を遵守するとともに、議会は町民の負託に応えるため積極的な情報公開と町民参加の推進、町長その他の執行機関（以下、「町長等」という）との緊張感の保持、議員間の自由な討議の展開、議会活動を支える体制の整備等について、この条例に定める規定を遵守し、公平性と透明性を確保し、真に豊かで活力のあるまちづくりを目指し、町民から信頼される品格と存在感のある議会を実現するため、ここに愛南町議会基本条例を制定すると。ちょっと長い、これ、全部で一文なんですけれども、幾つかに分解できるかなと思って分解してみました。

その目的が明示してある。それが一番最後の文章で、活力のあるまちづくりと町民から信頼され存在感ある議会の実現という目的を明示し、そのためにこうこうこうしますよということが書いてあるのではないかと。

一つ目は、議員が地方自治法に定められた法令を遵守すること。二つ目は、議会が町民の負託に応えるために必要とされる議会の在り方。具体的には、積極的な情報公開などなど、ここに列挙されていることをこの条例に定め遵守すること。で、三つ目に、公平性と透明性を確保することを明らかにしているということで、私はこの4段落にこの議会基本条例の理念と目指すべき目的が総合的に書かれているのではないかなと思いました。ここに書かれてあることが、この1条以下の各条文に具現化されていると考えました。

日本国憲法が引用されて、もちろん私たちは日本国憲法の下で憲法に従って仕事をするわけですが、どこの部分に、適合というか一番関係するののかというと、この8章の地方自治92条から95条だろうと、で、92条には、地方自治の本旨ということが書かれてあり、これが大変重要なことのようなんですけれども、住民自治と団体自治、地方自治が住民の意思に基づいて行われるという民主主義的要素である住民自治と地方自治、国から独立した団体に委ねられ、団体自らの意思と責任のもとでなされるという自由主義的地方分権的要素である団体自治が地方自治の本旨であると。そして93条1項に、議事機関としての議会を設置をすることが定められ、2項に、首長と議会議員の直接選挙が定められ、ここに、まさに二元代表制をとることが明記されております。

ということ、前文を読んで考えました。皆様の御意見とか、何でもいいです、お願いします。

はい。

○石川委員 憲法の2段落、3段落目か、二元代表制に基づくと、それぞれの独断専行を抑制しということ書かれてるんだけど、書かれてますが、そもそも、その執行部は執行権、町長はですよ。議会には議決権で、それぞれ役割が違うんですよ、本来。だから、これ、独断専行という言葉ここに入れる必要性はないんじゃないかなというのは、ちょっと前文では、そこは気にしてます。

ここに、この独断専行という言葉はどういう意味合いで入れたのかというのは、僕もちょっと理解し難いんですが、それぞれ機能としては違うことであって、町長と議会の関係というのは、独断専行にはなり得ないんじゃないかなというふうに私は考えとるんですけど、これ、省いて、素直に、二元代表に基づきお互いその権限を均衡させ適正で効率的な行政運営を目指す地方自治のほうが、そういうつなぎ方のほうが、私はすっきりするんじゃないかなというふうに思ってます。

あと、第1章の最高規範性ですけども。

○金繁委員長 ちょっとお待ちください。前文を先をお願いします。また後で。

前文について、ほかに何かありますか。

今の御意見に対して何か御意見ありますか。

ないですか。

いかがですか、嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 確かに、今の石川委員言われることよく分かります。ただ、そのときの、これを入れた背景が分からないので、この場で何とも、どういう意図でやったのか。

○金繁委員長 尾崎委員。

○尾崎委員 その独断専行って言われてみると、そのような気もせんでもないんやけど、町の執行権を我々議会議員が監査やないけどしっかり見て監視していくというのが独断専行を抑制することに当てはまるのかなというところは理解できるんやけど、その議会の議決権、これの独断専行を抑制するという、こちらのほうが当てはまるケースはどうなのかな、あるのかなとい

うとこで、それぞれのつきちよるけど、町の執行部の独断専行を抑制することは分かるんやけど、議会の議決権に対する独断専行というのは、ちょっとどういうケースがあるんかな、ちょっと私には分かりません。

○金繁委員長 今の御意見に対して何か。

(発言する者あり)

○金繁委員長 議会に解散権はあるのかな。

池田委員、お願いします。

○池田委員 この根底に、町民の福祉、町民の生活のために執行部、行政、議会があるということが前提であるので、要は、町民のことを考えずに議会運営をしないということで、してはいけないということで独断専行、さっき言われたように反対派のいうか、民主主義の世界やけん、数の世界ですけど、要はそういう執行部から出た議題に関して全て否決するとか、そういうことで混乱を招かないように、まずは町民の生活、福祉を第一に考えようという趣旨で、この文が入ってるのかなあとは理解します。

ただし、それがどういう背景でこの文が入ったかっていうのは、やっぱり当時のつくった、これ制定したときの議員さんの意見を聞かんと分からんのですが、まあ、そういうふうな想像します。

○金繁委員長 尾崎委員。

○尾崎委員 分かりました。今、思うちよんやけど、その議会の運営に関しては、町民の意思を反映した議会運営ができない状態であることを独断専行と見るのかなと。あくまでも町民の意思を反映した議会の運営ということで、我々は誠意を持って議決に当たらんといけんというところを指しちよるのかなとということで理解いたしました。

○金繁委員長 町民の意思を反映。

(発言する者あり)

○金繁委員長 はい、まあ、はい。二代表制ということで、執行権と議決権、それぞれ有する首長と議会が抑制均衡関係にあるという関係から、その独断専行を抑制して、表現はかなり踏み込んだ表現ですけれども、抑制、均衡で、ひいてはその権力の暴走を、こう抑制するというのは、国家権力の抑制に関して憲法の中でよく言われることですけれども、そういうふうな表現をここで出されているんでしょね。でも、確かにあんまり見ないような気がしますね。

(発言する者あり)

○金繁委員長 石川委員。

○石川委員 議会は議決権がありまして、この議決権がなければ執行権も行使できないと、そこはもう議会運営としては基本中の基本なので、独断専行いうても、これ、それぞれのと書いてますから、執行権と議決権のそれぞれということは独断専行がなりにくい、二代表制ですんで、だから、そういう意味で、これは必要ないんじゃないかなと、僕は考えてますけど。

○金繁委員長 まあ、いいですか。私、発言して。確かにそういうことが想定しづらいというものがありますが、一方で、独断専行してしまう場合もあるんですよ。例えば、この町ではない、私は知りませんが、ほかの自治体とかを見てると、新聞で問題になるようなことを、例えば専決事項を、それは、まあ議会に諮るべきだったのではないかという、通常のレベルを超えたようなことをしてしまっただけで問題になっているようなことがあるので、そういうことは考えられるのかなとは思いますが、なので、そこを踏み込んで、そこまで書いているということなんでしょうね、きっとね。

町民の意思を反映した議会運営の議決を担保するためがあると、さっき尾崎委員がおっしゃったように、かなり先の先まで見通して書かれたのかなという気はします。

ほかに何か。

(発言する者あり)

○金繁委員長 ありがとうございます。で、理解が深まりました。

ほかの点、何か気づいた点とか。

はい。お願いします。

○吉田副委員長 これはあれですかね。我々がこう話して抑制って、この文面は要らないんじゃないかというのを最後に委員会を出して、それで議会でっていうことで、ですよ。これで我々がどうするかっていうことを、ここは前文でまとめなきゃまずいんですよ。

(発言する者あり)

○金繁委員長 そうですね。ただ、ええとですね、それを、今一つ一つ、こう中に入っていこうとすると。

(発言する者あり)

○金繁委員長 はい、ことになってしまうので、私は皆さんと最初に話したときに、この条文の解釈、勉強して、逐条解釈をつくりましょうというところで、まずやってみたいと思っているんですね。で、この条例を変えたほうがいいとか、条例の下にある規範を変えたほうがいいとかいうことは幾つも出てくると思うんですけども、それはそれで、こう課題としてピックアップしておいて、その一通り、この条文解釈が、逐条作成が終わった後に、その課題について研修というか、その視察に行ったりとか、意見交換もしながら、町民の方の意見とかも、もしできたら聞きながら確定させていったらどうかなと思っているんですけど、どうですかね。

はい。

○石川委員 まあ、この基本条例についてやっていく以上、この活性化委員会で案をまとめないと最終的にいかんと思うんですよ。勉強会は勉強会でおのおのがしていただいて、基本的には、基本条例を改正するかしないか。改正するとしたらこういう案があるというところまでは、私はまとめ上げる必要があるんじゃないかなと思ってますけど。

○金繁委員長 いいですか。最初に皆さんと話したときに、まあ何をするかということで、先ほど言ったみたいに、この条例の、とにかく勉強をしたいと、そして逐条解説をつくったほうがいいのではないかと。そして、この条例にそぐわない規則とかがあれば、それを見直すということをお話しました。この条例自体を見直すかどうかっていうのは、議会運営委員会がやっているレビューを通してその中である程度決めて、また議員全員で話すことになるのではないかなと思うんですけども、そういう解釈でよろしいですか。

(発言する者あり)

○金繁委員長 嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 私は、今、委員長の言われたとおりのストーリーで思っていました。で、その、今この段階で案までまとめるというのは時期尚早ではないかなと思ってます。

○金繁委員長 ちょっと待って、ほかの方の意見も聞きましょう。

ほかの方、どうですか。

はい。

○池田委員 嘉喜山委員の言われるとおり、解釈をするのがあれで、条文の改正とか、それはまた議会運営委員会もありますし、年2回の意見聴取その他を踏まえて、ただそういう意見が出たということは残しておいて、それは活性化委員会の意見であるという、それは、また検証のときに提出するとか、また、ほかの機会を見て意見具申するとかっていうことで、まず解釈していくっていう、その過程でいろんな意見が出るとは思いますが、まず、それは今の条文を解釈していかなと、それが先で改正ありきでいってしまうとなかなか進まないとはいいますんで、この回は一応、一応というか、解釈をするっていうことで議題としてそういう作業をしているんで、それが先といいますか、それを完全にやって、その中で今いろんな意見が出るとは思いますが、そこはそこでちゃんと記録しておいて、その解釈が済んだ後でそういう意見が出た、こういう、ここはどうだった、ああだったっていうことを、また議論していくのが順序ではないかと思

ます。

○金繁委員長 尾崎委員。

○尾崎委員 私も池田委員のおっしゃるのと同意見になります。この前文に対する、ちなみに私自身の解釈なんですけれども、この前文っていうのは、やっぱり今回愛南町議会が、議会基本条例を制定するための決意とか、新たな愛南町議会として、議会と議員それぞれが、これは常に念頭に置くべき決意をこの前文は示しておるものであると、そのように私自身は解釈しております。

○金繁委員長 少林委員は、ありますか。

○少林委員 私も、今、池田委員、それこそ委員と同じ意見です。まだ、このほとんどのメンバーが1年生議員で、まず、これをきちんと勉強して、議会のその精神というのを、自分たちが正しく理解していこうということで、また、先ほど言われたとおり、出た意見は、また今度その後にしたらいいと思います。どんなふうにしていくかというときに、皆さんが、本当は政策提言がしていきたいんだという、皆さん目を輝かせて言われましたんで、この精神をしっかりとちらが入れた後で、先進的などこを見たり意見を聞いたり、勉強をお互いしながら政策提言になっていくようなそういう方向性がいいのではないかなというふうに思っています。

○金繁委員長 吉田委員。

○吉田副委員長 私も、一部、最終的にはそういう形になろうかと思えますんで、じゃあ、まあ解釈案をしながら進めていくってことですよね。委員会として、できれば基本条例に対する案は一応持ってるということですね。それで、私も構いません。

○金繁委員長 それでよろしいですか、石川委員。はい、どうぞ。

○石川委員 これ、まあ、活性化委員会なので、議会で報告をしなければならないと、ということは、何らかの形になる案ないし、何らかのことを議会に報告して議決をいただくという形になろうかと思うんですよ。その辺りについては、委員長、どういうふうにお考えですか。

○金繁委員長 ですので、先ほど言ったみたいに、この条例にそぐわない規則とか法規について見直しを図っていく。例えば、江藤先生の研修の中でも入ってました。愛南町は、今、議会改革の、まだ前の段階なんですね。前史という段階、なぜかという、例えば議会だよりも出していないとか、一問一答方式を採用していないとかいう、議会改革以前の状態であるというのがあります。で、じゃあ、それを愛南町議会が採用するかどうかっていうのを、この議会基本条例をしっかりと勉強した上で、そしてほかの議会なども視察し意見交換した上で、それを提案するのがいいのかどうかを皆さんでしっかりと議論をして、で、その結果を報告するべきだと思っています。

ほかにこういうことをしてほしいという、検討したいというテーマが出てくるかと思えます。例えば、政策、政務活動費を入れてほしいと、以前、少林委員がおっしゃっていたり、歳費をどう変えていきたいとかいうお話も聞こえています。なので、それをまたテーマとしてやっていくかどうかは、また、その後に検討して報告したいと思っています。

なので、まずは、この条文解釈をして、解釈の勉強をするだけではない、逐条解釈をつくるだけではなくて、みんなで最初合意したように、これに勉強した結果、こういうふうな規則を変えたほうがいいのではないかとすることを提案していくということです。

いいですか、じゃあ、ほかになければ、この前文の解釈について確定していきたいんですけどもいかがでしょうか。

たたき台として私の書いているのを使っていただけたらいいかなと思うんですけど、ここをこういうふうにしたほうがいいのかあればお願いします。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 先ほど石川委員言われたところについては、金繁委員長がつくられとる資料の第2段落、第3段落の最初のほうで執行権と権限の抑制均衡の機能と役割とか、そういったところを

引用して修正する案があるのかなとは思いますが、そういう意見を加えるだけで、特に、ここは私としては触りたくないとは思いますが。

○金繁委員長 ほかにないですか。

なければこのままになりますけど、いいですか。

(発言する者あり)

○金繁委員長 尾崎委員。

○尾崎委員 この前文に対する解釈、一言で言うて、議会と我々議員それぞれが常に念頭に置くべき決意であると、このように解釈しております。

○金繁委員長 議員が常に念頭に置くべき決意であると。

(発言する者あり)

○金繁委員長 じゃあ、それを1行目に入れましょうかね、どっかにね。

その実現に向けた決意を宣言したもの、そこの決意というのが、今、尾崎委員がおっしゃった議会と議員は常に念頭に置くべきってことですよね。どうしましょうか、後で入れましょうかね。ちょっと、今、ちょっと文章案は、今、考えたほうがいいですかね。後で入れるということでもいいんですかね。いいですか。はい。

ほかに、これは訂正してくれとか入れてくれとかいうことありましたら、遠慮なくおっしゃってください。

よろしいですか、じゃあ、前文については、今、尾崎委員がおっしゃった点を一文目に加筆して、するようにします。そして、石川委員から出された独断専行を抑制しというのが不要ではないかという点については、今後の課題としてメモというか、残しておくようにします。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 あの、今言われた尾崎委員の件は、ここの下の解釈のところにに入れるんじゃないんですか。それで僕はいいと思うんですけど。

○金繁委員長 すみません、どういうことですかね。

○嘉喜山委員 まあ言うたら、この前文の解釈は、こうなんだよというのは、ここの下の、ここにあります委員会の解釈案のところに入れたんでええと思うんですけど。

○金繁委員長 はい、そうです。はい、ただ、これを、私が書いてきたたたき台を一文入れてもらったのを、ここの委員会の解釈に。

(発言する者あり)

○金繁委員長 ちょうど空洞だったので、ここ、つくってきたんです。

すみません、分かりにくかったですね。よろしいですか。前文は。

では、1条、やっとなりに入ります。目的、この条例は、議会及び議員の役割を明確にするとともに、議会の活性化及び充実のために必要な基本的事項を定めることにより、町民の負託に応える議会を実現し、町政の健全な発展と町民生活の向上に寄与することを目的とするということで、逐条解説の案としては、この条例は町政の健全な発展と町民生活の向上に寄与することを目的に議会運営の基本的事項を定めるもので、各条文において具体的な取組を規定していますということなんですけれども、私がこの1条、こう読み込んで解体したところ、目的というのは、具体的に文章のこの一文の後半部分かなと、すなわち、町民の、その前、前文の一番最後は何を定めることにより何々を目的とするところがあるので、ここの部分が目的かなと、そうすると、町民の負託に応える議会を実現してというのも目的の一つとして明示するべきではないかなと、逐条解説にも、というのはですね、このほかの条文を見ると、例えば、負託に応えるに関連する条文として、4条の議員の活動原則の例えば2項、3項、町民の意見を的確に把握するとか、町民全体の福祉の向上を目指した活動をするというふうに具体化させているので、負託、負託というのは責任を持たせて任せるところらしいですけども、負託に応えるということも重要な議会、議員の役割として、役割というか果たすべき目的として入れておくべき

かなと思いました。

これ入れてると、まあ、結局は、全部になってしまうんですけど、目的としては二つ明示したほうがいいのかなど思ったんですけども、どうでしょうか。

池田委員。

○池田委員 ここ目的なんで、その町民の負託に応える議会を実現というのは手段で、ここで言う目的に対しては手段やと思うんです。その原文。目的は、あくまでもやっぱり町民の健全な発展と町民生活の向上に寄与するっていうことを目的にしたほうが、ほかの、この後に負託に応えるとかいろんなあれが出てくると思うんで、この前の前段階、この1条の前段階は、これ、多分手段をこうこうこういうふうに議会を実現手段によって町政の健全な発展と町民生活の向上に寄与するっていう、単純と言うたら悪いんですけど、そういう、ここで言う目的はそれにしたほうがいいんじゃないの。

すっきりするんじゃないかと。

(発言する者あり)

○金繁委員長 それは分かります。

(発言する者あり)

○金繁委員長 石川委員、お願いします。

○石川委員 私は、この目的のこの最後のところなんですけど、町民生活の向上とありますが、町民の福祉向上というのが、言葉じりだけです、4条にも出てくるんですけど、ここ1条は、町民生活の向上になっとんですよ。多分、この字句は統一しとったほうが分かりやすいんじゃないかなと思うんですけど。1条は、町民生活の向上と書いとんのやけど、4条の3項、通常は町民生活の向上というよりも町民の福祉向上という言葉のほうが一般的ではあるんじゃないかなというふうには思いますし、ほんで、字句はなるべく統一したほうが、後々、問題にならないとは思いますが。

○金繁委員長 なるほど、この点に対して、ほかの方がいかがでしょうか。

(発言する者あり)

○金繁委員長 どうなんでしょうね。町民生活と町民福祉の違い。

嘉喜山委員、お願いします。

○嘉喜山委員 私の解釈としては、町民生活のほうが大きな解釈だと思うんですけど。

○金繁委員長 もっと広い概念ですか、福祉より。

(発言する者あり)

○金繁委員長 はい。

○嘉喜山委員 細かいとこですけど。その解釈があって、2行目の各条文において具体的な取組を規定していますとなっとるんですけど、その、これ、前文でこの条例に定める規定を遵守しとなっとるんで、ここはちょっと書きぶりは統一したほうがいいんじゃないかなと思います。各規定において具体的な取組を定めていますとか。

○金繁委員長 各条文を各規定にするんですか。

(発言する者あり)

○金繁委員長 聞いていいですか。

○嘉喜山委員 はい。

○金繁委員長 条文と規定の違いというと。

○嘉喜山委員 特にないんですけど、その条例の提案だけでも条文と読む人もいるし、規定と言う人もいますけど。僕は基本的に規定という呼び方をします。

○金繁委員長 なるほど。

少林委員、どうぞ。

○少林委員 今の解釈ですけど、基本条例と、そういうのが条例の一つとして扱って、中に書かれ

ているのはもう規定という言い方に統一するということです。

(発言する者あり)

○金繁委員長 ちょっと休憩します。

(休憩)

○金繁委員長 休憩時間を終わります。

基本概念、しっかり話合いましたので、解釈のところの各条文を各規定にするかどうか、条文にしたままのほうが一般の人には分かりやすいのではないかという意見と、前文の中に、地方自治法に定められた規定を遵守とあるので、解釈においても、各規定にそろえるべきではないかという意見があります。

どうですか、皆様の御意見を。

(発言する者あり)

○金繁委員長 じゃあ、規定にしますか、解釈のほうも。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 前文を変えない以上は統一すべきだと思います。

○金繁委員長 では、ここは規定にしますか。よろしいですか、皆さん。解釈のとも規定にしますか。

はい。

○池田委員 ほしたら、これ、この文章どうなるんですか。各規定において、具体的な取組を定めていますということに。

○金繁委員長 あと、先ほど、町民生活、石川委員さんが言われた町民の福祉というのは、町民の福祉にそそえたほうがいいのではないかという意見だったんですけども。

はい。

○石川委員 僕は、町民の福祉のほうが大枠で、町民の生活が福祉の中の一部やという理解なんですけど。

○金繁委員長 これも基本的な表現かと思えますけども、どうですかね。

(発言する者あり)

○金繁委員長 地方自治法の、いいですか、私、言わせてもらおうと、その、先ほど嘉喜山委員のほうから町民生活のほうが広い概念であると、町民の福祉よりという御意見で、私もそうかなと思ったんですよ。ていうのが、たしか地方自治法の1条か2条に、その町民の福祉という言葉が出てくるんですけど、この福祉というのは、広く幸福と、幸せという意味らしいです。で、町民の幸福と広く捉えたとしても、その生活っていうのはもっと広い概念ではないかなと。すなわち、幸福以外のもっといろんな財産的なものとか、経済活動とか、それも結局は幸福と関係するのかもしれないんですけど、一般的に幸福というと、行政サービスによって町民が生存権とかが満たされるような福祉に寄与するということにどうしても近いようなイメージなので、生活っていうのもっと広いのかな、確かに嘉喜山委員のおっしゃるのも納得したんですけど、嘉喜山委員はその福祉以外に、その広い概念、生活っていうのは、例えばどういうものがあると思われませんか。

(発言する者あり)

○金繁委員長 そうですよ。

はい、池田委員。

○池田委員 ここで言う町民生活っていうのは、町民の福祉っていうのがいろいろ弱い人を助けるとか、病気の人を助けるとか、そういう行政サービス、ちょっと広く捉えるか狭く捉えるかのあれがあるので、で、考え方によっては町民の福祉の向上を目指せば生活も向上するっていう逆論もあると思うんですけど、町民生活っていうのは、今、言われたように、福祉も含めて産業の発展とか、そういう全体のことですよ。産業が発展すれば生活も豊かになるとか、そう

いうので、インフラの整備とか、そういうことを含めてっていうことで、今度、それをやると、言われよった4条はどうなるんぞっていうことにはなるんやけど、4条はほたら、今度、狭い福祉という狭いあれに入ってしまうやないかという議論にはなってしまうとは思うんやけど、ここではやっぱりそういうことを含めて、ただ、それを文面で捉えたときに、そんなら福祉だけかかっていう、逆に取りようもあるんで、字面を読んだら、この目的は福祉だけかという捉え方もあるんで、その意味でやっぱり生活全体ということで、産業も発展さす、ぶっちゃけで言うたらお金もうけもできる、豊かにならんといけんということで、またインフラも整えていくっていうことを含めてっていう意味で、生活、ここでは生活でいいんじゃないかなと思います。

○金繁委員長 嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 議長はその当時おられたんで、そこの議論の過程を聞きたいんですけど。

○金繁委員長 はい、議長お願いします。

○原田議長 まあ、確かに私おったんですけどね、もう、これ、去年のことなんでね、もう皆さん、私は一緒なんですよ、もう。私らも初めてのことやったんで、立場は皆さんと一緒にしたいと思いますよ。今までの経験者も含めて、そこまでは、これを作成するときに全く考えてないんでね、私ども。今までも、そのほかの町のこういった条文を参考にして、それをこうやってつくったわけで、そんな細かいところ全く検証してないんで。

○金繁委員長 嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 ええと、確かに石川委員言われるように4条の福祉とちょっと釣合いが取れていないっていうところはありますけど、取りあえずは、この生活を生かしていくべきじゃないんでしょかね。第1条としてはですよ。第1条の解釈としては。

○金繁委員長 石川委員。

○石川委員 各地方自治体が各町民の生活を向上させることができ、生計を助けることができるかというたら、なかなか僕は難しいんじゃないかなという気がしてるんですけど。そういう、生計という意味ですよ。生活は経済活動だと思うんですけど、メインは。

そうする、まあ、そういうことを考える、生計活動を本当にこの地方自治体が向上できるのかという意味合いからしても、僕はちょっとなじまないんじゃないかなというふうには思ってるんですけど。

○金繁委員長 嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 僕はちょっと違うんですけど。確かに役場がどうこうしたところで、その所得水準が上がるとかっていうのはなかなか結びつかないと思います。だけど、やはり、こういう規定である以上は、そういった努力をするっていう意味において、これは、やはりここは生活でいくべきだとは思いますが。

○金繁委員長 ほかの方、どうですか。

少林委員。

○少林委員 嘉喜山委員に賛成をさしてください。ここが、一番最初の第1章の、まだ目的のとなので、非常に大きい見方をしたのでよいのではないかと。その後も、また4条のほうは、これは第2章の中の4条ということですから、というふうに捉えています。

○金繁委員長 吉田委員、お願いします。

○吉田副委員長 私はここでこんなにもめるというか、議論ができたと思ってなかったですが、これはもう目的ですから、全体の生活の向上ということで、特に福祉だけではなくて全体ですよ。例えば少子化の問題もありますし、これは福祉関係なく出てますんで、そういった面も含めて、ここは大まかな町民の生活の向上で僕は問題ないというふうに思います。

○金繁委員長 じゃあ、目的という規定の性質上、抽象的な表現をするということ、意味もあるのではないかと、今、吉田委員がおっしゃられた意味、私もそういう気がします。町民福祉っていうのを広く捉えれば、先ほど池田委員がおっしゃったように、狭くも広くも捉えられるので、

最大限に考えれば、町民の生活と同義なのかもしれませんが、まあ目的という条文の性質上、ここは抽象的な表現で残しておいてもいいのかなと思います。

そういう意見が多いので、ここは町民の生活で残します。

ほかになければ2条の最高法規性の解釈にいきたいと思いますが、よろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○金繁委員長 2条、最高法規性、議会はこの条例を議会運営の最高規範として尊重しなければならない。

2項、議会はこの条例を定める理念及び原則を遵守して議会を運営し、町民を代表する議員で構成される合議制の機関として、町民に対する責任を果たさなければならない。

3、議会は、議員に対し、この条例の理念を周知浸透させるために一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例に関する研修を行うものとする規定されています。逐条解説案が作成していただいております、1項については、この条例が議会運営の最高規範であり尊重しなければならないことを規定しています。なお、法形式的には、本条例と他の条例との間に効力の優劣をつけることはできませんが、本条例は規定目的から議会における最高法規性を有しているものと考えています。

2項は、議会はこの条例を遵守し、町民の代表機関として責任を果たすことを規定しています。

3項は、選挙により議員構成が変わってもこの条例の理念を継続させるため、議員研修を行うことを規定しますと、つくっていただいています。

それでいいのかなと思ったんですけど、私のほうで一つですね、ちょっとほかの議会の基本条例を見ていたら、最高法規性に関して湯河原町、神奈川県なんですけど、議会基本条例の18条に、最高法規性に関連して議会はこの条例で定める目的原則等を実現するために必要な事項について条例規則等を制定し、議会運営の仕組みを体系的に整備しなければならないとあります。

愛南町議会の基本条例も同じようなことを定めていて、21条に、毎年この条例のとおり運営しているか検証しないとイケないとか、町民からの意見とか、常に考慮して必要に応じてこの条例の改正を含む適切な措置を講ずると規定していて、最高法規性の関連規定かなと思います。

ただ、まあ、湯河原町議会は結構踏み込んでいて、まさに私たちが今検証しようとしているこの最高法規である議会基本条例の下にあるいろんな規定、申合せ事項を含みを今から検証していこうとしていますけれども、そういうこともするんだよということを具体的に書いてあったので、参考までにここに書いてみました。別にこうしたほうがいいとかいうことではありません。

そして、もう一つ、合議制ということが条文に書いてあるんですけど、解釈の中では外れていて入れたほうがいいんじゃないかと私は思いました。

2項、議会はこの条例を遵守し、町民の代表機関としてっていうところに合議制の代表機関としてと入れたほうがいいのではないかと。というのが、これも4条1項と関係するのかなと思うんですけども、議員は議会が議論の場であること及び合議制の機関であることを十分認識し、それから第5章、わざわざ一つの章を置いて自由討議の拡大と、これは合議制であることからくる議員間の自由な討議をしっかりとやりましょうねという1章を置いているので、合議制というキーワードは大事な制度として解釈にも入れたほうがいいんじゃないかなと思います。

あと、もう一つ気づいたのは、パブコメをチェックしようということも当初皆さんと話したと思います。で、第2条に関してパブコメが1件だけありました。34番なんですけども、再三理念の言葉が出てくるがその理念は明文化されていないと。明文化する必要があるのではないかとこの御意見です。これに対して、趣旨は理解しますが条文は現行どおりといたします

と回答されています。

私は、この前文の第4段落がこの条例の理念ではないかと思ったんですけども、そのところ、皆さんの御意見も伺えたらと思います。なので、この2点ですね。合議制を入れるか、それから、理念についてはどう思われるか。まず合議制についてはどうですかね。入れたほうがいいですか。

尾崎委員。

○尾崎委員 合議制の件ですけども、議会の意思決定というのは、全て我々議員の議決によってなされるというところからすると、この合議制ということになるのかなと思います。で、入れるべきやと思います。

○金繁委員長 そうですね。ほかに御意見ないですか。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 確かにそのとおりになんやけど、ただ、これは解釈なんで、さらっと大枠まとめたこの案でもいいんじゃないかなと僕は思うんですけど。

○金繁委員長 ほかにないですか。

(発言する者あり)

○金繁委員長 はい、それは合議制が終わってからやろうと思ってます。

合議制についていいですか。

じゃあ、ほかの方、入れるかどうか。

実は4条1項が合議制について書いてあるんですけど、その解釈には合議制という言葉が入ってないんですよ。でも内容を説明してあるので、これでもいいんですけど。

どうですかね、合議制という単語を入れるかどうかだけなんですけど。

嘉喜山委員はもう解釈なんでさらっとしたらどうかと、尾崎委員は入れたらどうかという意見です。

池田委員、どうですか。

○池田委員 町民の。今のままで。

○金繁委員長 今のままでいいですか。

(発言する者あり)

○金繁委員長 よろしいですか、ほかの方。じゃあ、このままでいきますか。

(「はい」と言う者あり)

○金繁委員長 はい。そして、次の点は、パブコメの理念が明文化されていないという点、どうでしょうか。

嘉喜山委員、お願いします。

○嘉喜山委員 これは、さっきも言われたんですけど、前文にあるんで、ただ、これ、パブコメの人は前文見てないんじゃないかと、ぐらいのことでいいんじゃないでしょうね。

○金繁委員長 そうですよ、ほかの方はどうですか。

少林委員。

○少林委員 確かにざっと前文読んだときに、理念が、どこが、これを理念とすとか書いてないけん分りにくかったんだろうなこの方はとって、解釈のところでは理念という言葉もきちっと整理されているのでそれでいいと思います。

○金繁委員長 ほかなければ、2条は、これでいいですかね。じゃあ、解釈はこのまま。

石川委員。

○石川委員 私は、ちょっとさっき言いかけたんですけど、議会運営の最高規範として尊重しなければならないという、この最高規範というのは、じゃあ、地方自治法よりも上なのかと。最高規範としてうたうのであればですよ、憲法よりも地方自治法よりも最高規範としてっていうことになると、言葉じりからすればですよ。

○金繁委員長 はい、大事なポイントですね。

(発言する者あり)

○金繁委員長 ああ、はいはい、はい、今の点、嘉喜山委員お願いします。

○嘉喜山委員 この件に関しては、もう最初っから法律の規定によって、まあ言うたら、法があって条例であるので、ここはそれはわざわざ定めるというか、こだわる必要ないんじゃないかなと僕は思うんですけど。

また、愛南町の基本条例もそういう規定の仕方をしとったと思うんで、僕はそれよりも、ここ 21 条にも出てくるんやけど、他の例規の見直しについて、ここで解釈として入れるのか、他の例規の見直しが必要ですよと入れるのか、21 条で入れるのか、そこを検討すべきじゃないかなと僕は思うんですけど。

○金繁委員長 今嘉喜山委員がおっしゃっていたのは、地方自治法の下に条例があるというのが一般原則で、議会基本条例も法の下にはあるんですよ、地方自治法のね。で、最後におっしゃった他の規則とか法令っていうのは、ルールというかは、まさにこの議会基本条例の下にあるので、議会基本条例が最高法規性を有するというのは、議会という機関の運営事項を定める最高法規性であって、それ以上でも、それ以下でもないというか、少なくとも議会に関する、議会の運営に関する規則とか、例えば申合せ事項の該当部分とかよりは上にあるということだと思うんですけど、この理解でいいんでしょうかね、皆さん。どう思われますか。

石川委員。

○石川委員 条例の上位も当然分かっていると思うんやけど、わざわざここに最高規範という言葉を入れた意味がよく分からんわけ。だって、規定とか、保護の方の規定とか、規則とか、それより上位にあるのか、条例ですんで、だから、あえてここで最高規範、上も下もそうなんですけど、法体系上は分かっていると思うんですけど、わざわざここに最高規範としてという言葉を入れた意味とか背景が、これ、将来的に、今、分かっている人はいいでしょうけど、10 年、20 年たったときに、これがずっと生きるわけなんですけど、そうしたときに誤解を招くんじゃないかなというふうにちょっと思ったんで発言させていただきました。

○金繁委員長 それで、恐らく先ほど嘉喜山委員おっしゃった後の出てくる条文のところで、それを解釈に入れたらこのところを書いてあるのはってことですね。そうじゃないんですか。

○嘉喜山委員 先ほど御発言したのは、この最高規範とは離して、愛南町の議会の条例としては最高規範なんで、その他の下にぶら下がるやつについては、やっぱし見直ししますよっていうことを、この解釈の中に入れるべきじゃないかなという意味で言いました。

○金繁委員長 ああなるほど、じゃあまさに湯河原議会みたいな。

(発言する者あり)

○金繁委員長 なるほど、じゃあ、解釈に最高規範性の説明を入れるということですかね。
はい。

○嘉喜山委員 それがいいんじゃないかなと。

○金繁委員長 はい。

○尾崎委員 この最高規範という言葉は、議会の運営に関しての法律の中での最高規範っていうとらえ方で。

○金繁委員長 そうですね。

(発言する者あり)

○金繁委員長 じゃないですね。

(発言する者あり)

○金繁委員長 そうですね。そして、その解釈の 1 項の、なおの中で、本条例は規定目的から議会における最高法規性を有していますと。おけるですね。なので、先ほど嘉喜山委員がおっしゃっていたようなほかの法規っていうか、申合せ事項に優越しますよっていうことはここに書い

であるんですけど、もう一言入れた方がいいということですね。

○金繁委員長 はい、池田委員。

○池田委員 これは、ほんで、その、さっき言われよったように、法体系の中でやったら、ここで、なお3行目で、なお法形式的にはっていう説明しとるとこに、これ、本条例と他の条例、また他の法律との間にということを入れとったら、法律っていうか、法か、もう一言入れとったら誤解を解消できる、ちょっと入れにくいかな。

要は、最高規範っていうのは、ちょっと表現悪い、精神的なものというか、そういうちょっと一線を置いた、多分ここでの最高規範、ちょっと言い方、うまいこと説明できんのやけど、まあ、そういうことで出とる言葉であろうと思うんで、この、なお形式的にはっていうとこで、条例だけに触れとるけど、憲法とか、法とかのあれが、優劣が不安であったら、ここに他の法令とかというようなことを入れとけば、それで説明になるんじゃないかと思いますが、ちょっとおかしいですか。

○金繁委員長 尾崎委員。

○尾崎委員 もう、そもそもあそこにあるように、憲法、法律、条例っていう階層になつとるので、優劣つける対象というのは、あくまでも同じ同列の中での優劣なので、条例と条例とで、これで、法律はもう最初からもう上のものやから、優劣から言うたら、もうこれ優劣、この表で出るんですけど。

(発言する者あり)

○金繁委員長 今、池田委員がおっしゃった形式的というお話が出ていたんですけど、実質的にも最高法規性を有するっていう意味、憲法とかでもよく言われる、だと思って、先ほど嘉喜山委員もおっしゃったように、まさにこういうもの、議会の運営に関する規則とかは規定の上にあると、実質的に。だから、この議会基本条例に反するような内容の規則とか申合せ事項は、無効というか変えていかないといけませんよという実質的な優越性、最高規範性を持っているということやと思います。そのことちょっと一言入れたほうがいいんじゃないかということですね。何て入れましょうか。

吉田副委員長。

○吉田副委員長 これ、最高規範なんで、別に法律どうのこうのというのは関係ないんじゃないですかね。規範ですから、あくまでも最高規範ですから。法律は、全然これは解釈の対象にならないんじゃないですかね。

(発言する者あり)

○金繁委員長 嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 規範というのは、確かに法律も含めた範囲内の分だろうとは思いますが、ここの議会運営の最高規範という解釈をどうするかっていうので、確かに後になって分かりにくいと言われれば法の範囲内における愛南町議会運営の最高規範とすべきだろうなとは思いますが。

法の範囲内における愛南町の議会運営における最高規範、まあ、ただ、それを表に出すのに、あえてそれ入れるかどうかちゅう問題はあります。

○金繁委員長 石川委員。

○石川委員 規範というのは、倫理規範とか、法規範とか、全部を含めて規範という私の理解なんですよ。その最高法にあるのが最高規範性ということ、言葉じりですよ、いうことやから、まあ倫理も含めて、含めた形で、その議会運営ということですけども、そういう意味からちょっと言うと誤解を招きやすいと僕は思うんですけど。

○金繁委員長 はい。

○吉田副委員長 もしあれだったら、例えば、言葉じりのところを注解でつければ、もう解釈としてはいいのかなあと、最高規範については愛南町の条例の中では最高の法文、法文と言ったらおかしいんか、規範ですという、その言葉の注釈を入れてもらえれば、まあ、それは理解で

きるんじゃないかと思うんですよね。確かに難しいと思うんですね。

○金繁委員長 尾崎委員。

○尾崎委員 吉田委員のおっしゃる方法と、もう一つは、この2条の上の括弧に議会運営に関する最高規範性というふうに置き換えてもいい、どちらかで解消できますね。

○金繁委員長 事務局。

○本多事務局長 法体系の話になっていると思うんですけども、一応、日本国憲法の中で、地方公共団体は、法律の範囲内で条例を制定することができる。地方自治法の中でも、普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて、第2条第2項の事務に関し条例を制定することができるとなっているので、特に、その辺りは法体系については触れなくてもいいんじゃないのかなと思うんですけども。

○金繁委員長 ああ、そうですね。

少林委員。

○少林委員 ということです。半分、下の3行は、例えば、なお、ここで言う最高規範とは、愛南町議会の運営に関してのものであるというような注釈だけ入れたらいいのではないかと思います。

○金繁委員長 それ以降に書いてありますけど、この、なおの中ではもう一回言ったほうがいいということでしょうか。

議会運営の最高規範であり尊重しなければならないということは書いてありますよね。

嘉喜山委員、もう一言加えたとしたら、何が、どんな一言入れたらいいと思いますか。

○嘉喜山委員 条例は、憲法、法の範囲内で定めることができますのでとか、できるものであって、この条例は、憲法及び法律の範囲内において定めたものですかということをごまかに入れても。

○金繁委員長 すみません。いいですか、それは、今、本多局長がおっしゃったように、もうそれは憲法にも地方自治にも書いてあるので。

(発言する者あり)

○金繁委員長 最高法規性の意味をそれぞれが違った意味だったらいけないので話合いができてすごくよかったと思います。

もう一回確認すると、憲法の下に法、議会にすることが地方自治法があって、その範囲内で愛南町議会基本条例もあります。これはもう憲法にも、地方自治法にも書いてあって、これを越えたものをつくることができない。ですよ。で、最高法規性と、この中に書いてあるのは、議会の運営、愛南町議会の運営に関して最高法規であると、すなわち規則とか申合せ事項とか、それより上にありますよ。それから。

(発言する者あり)

○金繁委員長 その最高法規性というときは、憲法の話でいうと、形式的最高法規性と実質的の最高法規性というものがあって、形式的に上であるっていうだけじゃなくって、実質的にこの条例に反するような下の規則は無効になりますと、変えなければならないですよという拘束力を有するという意味なんです。なので、同じ最高法規性という言葉を使っており、ほかの議会でもそうなんですけども、まさに湯河原町議会が定めているように、で、私たちがこれからその委員会でもやろうとしているように、愛南町議会条例にそぐわない下位法は下にある定めは変えていきますよということにして、嘉喜山委員、そういうことをおっしゃっているのかなと思ったんですけどそうじゃなかったんですね。

○嘉喜山委員 まあ、そういうことなんですけど、厳密に言うと、その基本条例とほかの愛南町の条例というのが同列なんですよね、法律上は。だから、解釈で、この基本条例を、今ある条例よりも上に位置づけますという解釈をすべきと僕は思います。だから、憲法があって、地方自治法があって、基本条例があって、その他の条例があって、規則という並びに解釈すべき。

○金繁委員長 その他の条例というのは議会に関するものですか。

(発言する者あり)

○金繁委員長 そこも、はいはい、分かりました。どうでしょう、私はいいなと思うんですけど。
本多事務局長。

○本多事務局長 今回の件なんですけども、一応、自治基本条例の中でも、解説の中では、この条例を愛南町の最高規範と位置づけることを踏まえて、愛南町が策定する計画や条例、規則等の制定、改廃、解釈をする上でこの条例との整合性を図らなければならないということにはなっております。

(発言する者あり)

○金繁委員長 愛南町自治基本条例はどうなんでしょうね。

(発言する者あり)

○金繁委員長 でも、議会基本条例はあくまでも議会に関する運営に関することですから・・・の話にはならんんじゃないかと。

(発言する者あり)

○金繁委員長 はい。

○少林委員 すみません。結局どう直すのかということなんですけど、それやったら、もう1項のところのその説明文というか案を、議会はこの条例が町議会運営の「町」一つ入れるだけでも済むんやないですか。だからこれ要らんやろ。

(発言する者あり)

○金繁委員長 もう1回。

○嘉喜山委員 はい。愛南町基本条例の解釈にそういう解釈があるんで、ほんで、それを引用してそのまんまここにも使ったらどうってことです。

○金繁委員長 具体的には、もう一度お聞きしていいですか、事務局長。

○本多事務局長 前文、自治基本条例の最高規範性ということも同じような条があるんですけども、その中の解説を読ませていただきます。自治基本条例は、町の法体系の中では一つの条例に過ぎませんが、町政運営の基本を定めていることから、町の最高規範と位置づけるものです。したがって町政に携わる住民、議会及び町は、この条例の趣旨を尊重し遵守することを定めています。なお、規範とは、判断、評価、行為等によるべき規準のことです。この条例を愛南町の最高規範と位置づけることを踏まえて愛南町が策定する計画や条例、規則等の制定、改廃、解釈をする上でこの条例との整合性を図らなければならないことを定めています。

○金繁委員長 わかりました。じゃあ、それは入れたほうがいいと私も思いますが、皆さんどうですかね。

(発言する者あり)

○金繁委員長 そうですね。じゃあ次回までに、ほかの議会とかも、ちょっと参考にさしてもらって、たたき台をつくってきますね。そこの一文のところ、加筆する部分。

はい。

○尾崎委員 ここにある第2条(案)とかいうのは、これは条文を変える案ではなくて、解釈の案であるんですね。

○金繁委員長 逐条解説です。

(発言する者あり)

○金繁委員長 はい、で、これを確定するというのがこの一つのタスクフォース。

じゃあ、それは次回までに、案をまたつくってきます。

結局1時間半過ぎてしまって、今日はこれでここまでにしときます。

(発言する者あり)

○金繁委員長 いえいえ、やっぱり抽象的なことなんで、基本の屋根をしっかりとお互いすり合わせ

しといたほうが、こういう文言、各条文に入っていく上で大事やと思うんで。

次をどうするかなんですけど、次から、結構濃い内容に入っていくんですけどよ。第2章、議会及び議員の活動原則、議会だけ、議員だけでも、これ条文自体はひとつですけど、かなり濃い内容は内容です。どうしますかね、次回、議会と議員を両方やるか、それとも議会だけにしとくか。

はい。

○嘉喜山委員 その範囲定めんづくに意見が出なければ最後までつつつといくということでしたらどうですか。

今日、正直30分ぐらいで終わるかなと思っちゃったんで。

○金繁委員長 はい。

(発言する者あり)

○金繁委員長 いえいえ、はい、そうなんですけど。まあ、今回、自分でメモをつくってみて、とても勉強になりました。で、最初にみんなで話したときに、担当を決めてやったらいいじゃないかっていう御意見も出ていたと思います。なので、できれば、そういうふうにできたらと思っているんですけど、なので、次回は、例えば、尾崎委員が3条担当、嘉喜山委員が4条担当とかで、そんなに時間かけることもないと思いますけど、この解釈を見ながらこれでいいのか、できればインターネットとかでほかの議会の基本条例とかもちょっとチェックしていただいて、うちとの違いがあれば、また、それですごく勉強になると思うので、というのは、まさに最高法規性から下位にある、下にあるいろんな規則を見直していく上でですごく勉強になると思うんですね。なのでどうでしょうか。担当制でいきませんか。

(発言する者あり)

○金繁委員長 いいですか。すばらしい。ではそういたしましょう。

じゃあ、3条、たくさんありますけど、尾崎委員、担当していただいてもいいですか。

○尾崎委員 この資料を読めばいいんですかね。今回は。

○金繁委員長 はい、今回のこの。

(発言する者あり)

○金繁委員長 イメージ、はい。まあ、でも御自身のオリジナリティーもぜひ発揮していただいて、これがいいとは限りませんので、はい。で、4条を嘉喜山委員お願いしてもいいですか、多分そこでいっぱいになると思うんですけど、1時間半は、じゃあ次回はそれでいいですか。

(発言する者あり)

○金繁委員長 ああ、もう振るときですか。そうですね、そうしましょう。

はい、じゃあ5条を少林委員、失礼。3条、4条、池田委員が5条、議長及び副議長の選出、6条を少林委員、7条石川委員、8条吉田委員、9条金繁、何か1文だけの人と4項ぐらいある人と不公平感がありますけど、それは勘弁していただいて10条を尾崎委員、11、嘉喜山委員、12条池田委員、13は少林委員、14が石川委員、15が吉田委員、16金繁、17尾崎委員、18が嘉喜山委員、19が池田委員、20条が少林委員、21条が石川委員、22条が吉田委員ということでいってみましょう。よろしくお願ひします。

はい。

○少林委員 そのときに、パブリックコメントがついとるけん、関連するところを自分やったらどう答えるかっていうのも。

(発言する者あり)

○金繁委員長 ああ、パブリックコメントもね。はいはい、チェックしていただいて、パブリックコメント3条、4条、7条、8条、すごく多かったですけど、頑張っていきましょう。

それから、議会の図書コーナーに議会改革に関して、この前、意見交換していただいた中村先生の早稲田大学マニフェスト研究所の書籍が2冊あります。割と最新の情報を掲載されてい

るのでとっても勉強になります。よかったら、そちらもパラパラと御覧になってみてください。
どうもお疲れさまでした。

○吉田副委員長 活発な御意見ありがとうございました。

次回、尾崎委員と嘉喜山委員が条例について先行してやっていただくということで、活発な意見をまたお互いが勉強しながら、次回、またぶつけ合っていくというふうに考えております。次回、まだ未定です。

○金繁委員長 そうですね、日程を決めますが、決めときましょう。今月2回、月に2回できればと、議会のあるときは1回って決めて、先月できなかったんですよね。すみません。今月末ぐらいで。

(発言する者あり)

○金繁委員長 11日の週で、じゃあ、また調整をさせてください。

○吉田副委員長 また、追って御連絡をするということです。

本日は、本当にお疲れさまでございました。

終了いたします。

議会活性化特別委員会委員長